

応急手当普及奨励制度

急な病気やけがなどの救急現場に遭遇した際、その場に居合わせた人が、救急車到着までの間、救命に必要な応急手当を実施することがとても重要です。特にさまざまな人が多く集まる**事業所やショッピングセンター**、更には**地域の自主防災組織**などにおいては自らが実効性のある応急救護体制を構築しておくことが必要です。

そこで**峡北消防本部**では、応急救護体制の構築を推進する方策として、次に示す交付要件を満たした団体などに対し「**救命講習受講優良証**」を交付し、救命講習受講に対する積極的な取り組みを奨励します。



■交付要件

1. 事業所等に応急手当指導員又は普及員が在籍し、全従業員等の**30%以上**が「**普通救命講習**」、「**上級救命講習**」又は「その他の機関の同等の講習」を受講済みで有効期限内であること。
2. 指導員等がない事業所においては、全従業員等の**50%以上**が救命講習を受講済みで有効期限内であること。

■申請、交付について

- 応急手当普及奨励制度に伴う交付申請に費用は発生しません。
- 交付には救命講習受講優良証申請書に必要事項を記入し、救命講習修了者名簿添えてお近くの消防署へ申請して下さい。
- 上記交付要件に該当するかを審査し、交付すると認める場合は当該事業所等に対し「救命講習受講優良証」を交付します。
- 有効期限は、交付日から3年とします。ただし、上記交付要件を満たしている場合は継続申請を行うことにより期限を延長することができます。



【問い合わせ先】

葦崎消防署 電話 0551-22-1499
北杜消防署 電話 0551-32-2508